

新評価の視点（案）

独立行政法人国立健康・栄養研究所
平成 21 年度 業務実績評価シート

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
第1 中期目標の期間			
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置 1. 研究に関する事項 (1) 重点調査研究に関する事項 研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行うこと。 ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究 運動・身体活動による生活習慣病の一次予防、食事と遺伝的因子の相互作用の解明並びに運動と食事によるテラーメード予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に糖尿病及びメタボリックシンドロームの一次予防に資する調査及び研究に特化・重点化する。 a 運動・身体活動による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用を行った場合の効果等について、実験的、疫学的な調査及び研究を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を作成するための科学的根拠の提示を行う。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置 1. 研究に関する事項を達成するための措置 (1) 重点調査研究に関する事項を達成するための措置 研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。 ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究 運動基準、食事摂取基準等の改定のための科学的根拠の提示 ①エクササイズガイドに示された運動・身体活動量の妥当性を検討するための大規模前向きコホート研究において、1,000名を目標に被験者割付・介入を行う。 ②介護予防と動脈硬化予防を両立させる筋力トレーニングの方法及び効果について検討する。 ③平成23年度に予定されている「健康づくりのための運動基準」及び「健康づくりのための運動指針（エクササイズガイド）」改定のための科学的エビデンスの収集等を行う。 ④小児を対象に、二重標識水法を用いて身体活動レベルを測定し、その標準値、及び個人間変動の要因を明らかにする。 ⑤異なる職業や運動習慣を持つ成人における身体活動レベル推定のための調査票を作成するとともに、その妥当性を評価する。 ⑥人間ドック受診者を対象に肥満や糖尿病リスク因子抽出のための大規模コホート研究を実施する。食事・身体活動・心理的要因及び健診・保健指導の受診状況を調査し、これらの生活習慣病発症への寄与について評価する。	

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績	
	<p>b 遺伝子改変動物を用いて、運動や食事指導によってメタボリックシンドローム及び生活習慣病がいかに予防されるのかを、遺伝子解析等による分子レベルでの機序解明を試み、運動と食事指導による生活習慣病のテラーメード予防法の開発に資する科学的根拠を提示する。</p> <p>c ヒトを対象として、基礎代謝量と遺伝素因の相互作用や遺伝子多型と各栄養素摂取量、身体活動量等との関係を明らかにし、生活習慣病発症の遺伝、環境リスクの相互関係を解明する。</p>	<p>b 生活習慣病予防のための科学的根拠の提示 ①高脂肪食が、糖尿病・メタボリックシンドロームを発症する分子メカニズムを解明するために、新たな遺伝子操作動物あるいは既に樹立した遺伝子操作動物由来脳β細胞株を用いて当該遺伝子の発現調節メカニズムや脳β細胞の増殖メカニズムを検討する。また、脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物に血管内皮機能改善薬を投与し、インスリン抵抗性の改善について検討する。 ②運動の肥満・糖尿病予防機序、栄養素による脂肪肝・肥満発症機序とその予防法、エネルギー及びタンパク質摂取制限によって生じる生体適応及び適応破綻の機序を明らかにする。</p> <p>c 生活習慣病と環境因子との関係解明 ①罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析で2型糖尿病感受性領域としてマップされ、遺伝子の同定に至っていない染色体領域を解析し、新たな2型糖尿病感受性遺伝子を同定する。 ②平成20年度に樹立した遺伝子欠損マウスの解析をさらにを行い、当該遺伝子のインスリン分泌機構における分子メカニズムについて明らかにする。 ③これまでに明らかにした2型糖尿病感受性遺伝子のうち、その機能が未知のものについて、遺伝子操作マウスの作製及び解析を行い、2型糖尿病感受性遺伝子の機能について明らかにする。</p>		
		自己評定	評価項目1	評定
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）		
[数値目標] -		[数値目標] -		
[評価の視点] ・研究の質は高く保たれているか。 ・生活習慣病予防や健康づくり施策の推進やガイドライン策定に寄与するものであるか。		[評価の視点] ・研究の質は高く保たれているか。 ・生活習慣病予防や健康づくり施策の推進やガイドライン策定に寄与するものであるか。 ・研究の結果（介入方法など）が特定健診・保健指導の実践に活用されているか。 また、食事摂取基準・運動基準のエビデンスに採用されているか。 ・大規模コホート研究から得た結果が生活習慣病予防のために活用されているか。		
・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な成果に関する将来展望が示されているか。		・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な成果に関する将来展望が示されているか。 ・研究成果の意義が適切に示されているか。 ・長期的（10年以上）な観点から成果を評価する必要がある調査研究について、具体的な成果に関する将来展望が示されているか。		

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p> <p>日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本21」の評価への応用という点を重点目標とする。</p> <p>a 栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成20年度に予定される改定作業に向け、系統的レビューを平成19年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。</p> <p>b 「健康日本21」推進のためには、効果的な運動・食事指導プログラムの開発と普及や、国及び地方自治体での適切な指導効果の評価の実施等が重要であることから、これらの手法の開発、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に資する検討を行う。</p>	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p> <p>a 栄養疫学的調査研究の実施 ①「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の策定及び普及・啓発に積極的に参画する。「2005年版」策定時からの関係基礎資料を分類整理し、データベースを構築する。今後の策定や普及・啓発事業において、当該データベースが十分活用されるよう、厚生労働省及び策定検討会に必要十分な資料や技術の提供を行う。 ②食事摂取基準の策定に資する基礎資料を得るための、ヒトを対象とした栄養疫学研究を実施する。 ③食事に関する栄養成分の生体指標（バイオマーカー）を確立し、健康影響について、以下の研究を行う。 ・閉経後女性を対象に、ビタミンK2の長期摂取が骨代謝及び脂質代謝に及ぼす影響を評価する。 ・大豆イソフラボン代謝産物の栄養生理学的意義に関する研究を継続する。 ・生活習慣病予防におけるビタミンA結合タンパク質（RBP4）の役割を明らかにする。 ④地域在住高齢者及び介護施設入所者の栄養摂取状況やビタミン・ミネラル栄養状態を調査する。</p> <p>b 国民健康・栄養調査の実施強化とデータ利活用のあり方に関する検討 ・国や地方自治体の要請や必要性に応じて、国民健康・栄養調査ならびに地方自治体が独自に実施する健康・栄養調査の実施強化やデータ利活用に関する技術支援のあり方について検討する。</p>	
	<p>自己評定</p>	<p>評価項目2</p>	<p>評定</p>
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
[数値目標] —	<p>[数値目標] —</p>		
[評価の視点] ・研究の質は高く保たれているか。 ・わが国の栄養疫学研究の進歩に寄与するものであるか。 ・日本人の食事摂取基準を策定（改定）するために有用な資料となるものであるか。 ・「健康日本21」推進のために有用な資料となるものであるか。 ・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。	<p>[評価の視点] ・研究の質は高く保たれているか。 <u>・日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法の開発を目指しているか。</u> ・日本人の食事摂取基準を策定（改定）するために有用な資料となるものであるか。 <u>・策定に有用な資料（データベース）を作成・管理・公開しているか。</u> <u>・国や地方自治体が実施する健康増進施策の立案や評価に用いることができる客観的なデータとなっているのか。</u> ・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。</p>		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実を継続して行う。</p> <p>a 保健機能食品等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、栄養表示及び健康表示の側面から、健康影響について調査検討する。 また、栄養素以外の食品成分から広く健康影響を持つ食品素材をスクリーニングして、そのヒトにおける有効性評価について細胞モデル及び動物モデルを用いて検討する。</p> <p>b 「健康食品」に関する正しい知識の普及と健康被害の未然防止並びに拡大防止を目的に、公正で科学的な健康食品の情報を継続的に収集・蓄積し、幅広く公開する。</p>	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>a 保健機能食品等の素材成分に関する情報収集及び健康影響についての調査研究</p> <p>①食品の抗酸化力の測定法の妥当性確認を他研究機関とともに引き続き行い、バリデーションを進める。 さらに、食事調査などの結果から抗酸化物質摂取量を把握可能にする目的で、一般食品の抗酸化力及び含有抗酸化成分の包括的測定に基づくデータベース化を行う。</p> <p>②微生物定量法が主となっているビタミン類の測定に関して、食品形態に対応した機器分析法の導入を検討する。</p> <p>③ビタミンE誘導体を中心に、健康の維持・増進への有効性等について、モデル動物を用いて詳細に検証するとともに、ヒトへの応用の可能性を探る。</p> <p>④栄養素及び非栄養素成分、とくに構造脂質、大豆タンパク質、脂溶性ビタミン、ポリフェノール等について、新たな保健機能の開発を視野に入れながら、その有効性及び安全性の評価を行う。</p> <p>b 「健康食品」に関する公正な情報の提供</p> <p>①食品成分等に関する科学的根拠のある公正な情報の提供、国が行っている保健機能食品制度の普及と適切な生活習慣の推進、「健康食品」が関連した健康被害の発生・拡大防止を目的に、最新の関連情報を継続的に収集・蓄積し、データベースの充実・更新を図り、「健康食品の安全性・有効性情報」のホームページに反映させる。</p> <p>②消費者とのリスクコミュニケーションを図るため、N Rなど現場の専門職の協力、他の組織や関係機関との連携が可能なシステム構築をさらに進める。</p> <p>③新たに「特別用途食品・栄養療法に関するデータベース」の構築及び運用を開始する。</p>	

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

	自己評定	評価項目3	評 定
評 価 の 視 点 等 (現行)	評 価 の 視 点 等 (案)		
【数値目標】 －	【数値目標】 ・健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧が1日平均6,000件以上維持できているか。		
【評価の視点】 ・研究の質は高く保たれているか。 ・「健康食品」を対象とした食品成分の有効性及び健康影響について評価し、幅広く公開しているか。 ・ヒトにおける有効性評価に応用できる研究が行われているか。 ・情報発信はタイムリーに行われているか。 ・国内外の情報を蓄積し、共有を図るため、多くの専門家が「健康食品」情報ネットワークに参加し、データベースの充実に寄与しているか。 ・研究成果が適切に示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。	【評価の視点】 ・研究の質は高く保たれているか。 ・食生活や生活習慣など、健康を総合的に考慮した健康食品の位置づけ、必要な情報提供ができているか。 ・情報発信はタイムリーに行われているか。 ・国内外の健康食品関連情報を収集してデータベース化し、またそのデータベース化した情報の活用状況が客観的に評価できるか。 ・情報の提供や共有を図るための効果的な取り組みが常に検討されているか。 ・研究成果が適切に示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
(2) 重点調査研究以外の調査研究に関する事項 ア 科学技術基本計画（仮称）に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。 イ 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画（仮称）に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行うこと。	(2) 重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置 ア 研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。 イ コホートを設定し、介入研究による栄養教育の成果を研究する。食育及び栄養ケアマネジメントに関して、行政、他機関と協力してエビデンス作りを図る。 また、管理栄養士等保健従事者の教育及び情報の提供方法を研究する。	(2) 重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置 ア 研究能力の向上のための創造的研究の実施 ・若手研究者による独創的で、次期中期計画において発展的に展開し得る研究課題のシーズとなるような研究を、所内公募による競争的な環境の下で行う。 その際、外部の専門家を含めた事前・事後の評価を行い、研究の質を確保する。 イ 効果的な栄養教育手法の開発 ①生涯を通じた健康づくりを目指して、環境整備を含めた栄養教育実践のための研究を、食育、メタボリックシンドローム予防、高齢者支援の観点から研究を行う。 ②メタボリックシンドローム予防のための行動科学的なアプローチによる栄養教育法について研究する。人間ドック受診者を対象にした大規模コホートの構築を進め、食習慣・運動習慣と肥満や糖尿病発症との関連を検討する。 ③効果的な食育展開のための個人及び集団を対象とするアプローチ法及びその評価法を開発するための調査・研究を行う。 ④高齢者の食介護の観点から、咀嚼・嚥下困難を伴った高齢者に対する食事提供のあり方について研究する。 ⑤日本栄養士会等関連する職能団体や学会等と効果的な栄養教育・食育のあり方について検討し、栄養教育実践に向けて支援する。	
	自己評定	評価項目4	評定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
【数値目標】 －	【数値目標】 ・高齢者の介護予防の観点から年1回以上のワークショップを開催し、広く情報提供を行う。 ・効果的な栄養教育・食育について、職能団体等への支援を年5回以上行う。		
【評価の視点】 ・研究の質は高く保たれているか。 ・独創的で、将来のシーズとなり得る研究が行われているか。 ・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 ・関連団体との連携による情報提供は適切に行われているか。	【評価の視点】 ・研究の質は高く保たれているか。 ・独創的で、将来のシーズとなり得る研究が行われているか。 ・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 ・食育推進会議等への参加により行政施策に寄与しているか。		

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績	
		自己評定	評価項目5	評定
(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項 ア 健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。	(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置 ア 論文、学会発表等の促進 調査及び研究の成果の普及を図るため、学術誌への学術論文の投稿、シンポジウム、学会等での口頭発表を行う。 これらについては、中期目標期間内に、学術論文の掲載を250報以上、口頭発表を750回以上行う。 なお、口頭発表は、海外においても積極的に行う。	(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置 ア 論文、学会発表等の促進 ①研究成果については、できるだけ国際的な場での発表を目指し、査読付き学術論文50報以上、口頭発表150回以上を行う。 ②とくに若手研究者による優れた研究成果の発表に対しては、競争的な事前審査により課題を選定し、海外渡航費の付与を行う。		
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）			
[数値目標] ・中期目標期間内に、学術論文の掲載を250報以上、口頭発表を750回以上行う (19年度内に学術論文の掲載を50報以上、口頭発表を150回以上行う)	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度ごとに査読付きの学術誌に学術論文を50報以上掲載されること。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・インパクトファクターが2.0以上の学術誌に年度ごとに25報以上の原著論文が掲載されること。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・研究者一人あたりの論文引用度を2.50以上とする <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・学会における口頭発表を年度ごとに150回以上行う。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究に関する啓発・知識の普及等に関する一般講演を年間200回以上行う <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果に係る著書・総説・解説を年間200報以上行う。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の内容・成果に関する新聞・雑誌、テレビ・ラジオ等のメディアによる報道件数として、毎年度50件以上を目標とする。 			
[評価の視点] ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文は、高い水準を確保しているか。 ・海外において研究成果が積極的に発表されているか。	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文は、高い水準を確保しているか。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・海外において研究成果が積極的に発表されているか。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・上記数値目標について、研究分野ごとの分析を行っているか。 			

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績	
イ 調査・研究の成果を社会に還元するために、知的財産権の取得・開示を行うこと。	イ 知的財産権の活用 調査及び研究の成果については、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に20件以上の特許出願を行う。 取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。 また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、毎年2件以上の増加を目標とする。	イ 知的財産権の活用 ①知的財産権取得に適した研究について、その成果の学会及び論文発表の前に掘り起こしを行い、年間5件程度の特許出願を行う。 当研究所の特許等に関する情報を、ホームページ上に公開し、民間企業等へ積極的に技術の紹介を行う。 ②民間企業等との共同研究を年間10件程度行う。		
		自己評定	評価項目6	評定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）			
[数値目標] ・中期目標期間内に、20件以上の特許出願を行う (年間約5件程度の特許出願を行う)	[数値目標] ・中期目標期間内に、20件以上の特許出願を行う (年間約5件程度の特許出願を行う)			
[評価の視点] ・特許の出願及び維持は、戦略性をもって適切に行われているか。 ・知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。 ・研究所が有する知的財産や情報等を活用した共同研究が活発に行われているか。	[評価の視点] <u>・民間企業との共同研究を年間10件程度行う。</u> <u>・特許の出願及び再申請などは、戦略性をもって実施されているか。</u> <u>・知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。</u> ・研究所が有する知的財産や情報等を活用した共同研究が活発に行われているか。			

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
ウ 健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。	ウ 講演会等の開催 健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。 また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。 一般及び専門家からの電話、メール等による相談を受けるとともに、それらの相談に適切に対応する。	ウ 講演会等の開催 ①「日本人の食事摂取基準（2010年版）」が公表されることから、その普及・啓発のための講演会・セミナー等を厚生労働省等と連携して実施する。 ②一般向けの公開セミナー（第11回）を東京で開催する。研究で得られた成果を社会に還元するため、専門家向けのセミナーを他機関との連携による開催を含め2回程度行う。 ③管理栄養士・栄養士等の研修や生涯教育のプログラムに対し、職員を積極的に派遣するとともに、それらのプログラムの企画等への支援を行う。 ④外部からの電話やメールに対する問い合わせに対して適切な対応に努めるとともに、問い合わせの多い事項についてはホームページ上のFAQに反映させ、また効率的な対応ができる体制の整備をさらに進める。	
エ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。	エ 開かれた研究所への対応 幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして研究所を公開する。 また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。	エ 開かれた研究所への対応 ・オープンハウス（研究所公開）を実施し、運動実験施設等における体験コーナーや食事・体力診断等を含めて、当研究所の研究・業務内容をより多くの人々に身近に知ってもらえるよう努める。 また、中学・高校生等の「総合的な学習の時間」を活用した所内見学等に積極的に対応し、健康や栄養に関する知識や関心の普及・啓発を図る。	

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

	自己評定	評価項目7	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
【数値目標】 ・年1回オープンハウスとして研究所を公開する	【数値目標】 <u>・外部からの所内見学者を毎年度300名以上受け入れる。</u> <u>・食事摂取基準・運動基準の普及・啓発のための講演会の開催もしくは講師の派遣を年10回以上行う。</u> <u>・国民健康・栄養調査を含め、栄養関連調査の技術向上のためのセミナーを年5回以上実施する。</u> <u>・講演会等の参加者へのアンケート調査等により「非常に役に立った。役に立った」という回答が70%以上得られるようにする。</u>		
【評価の視点】 ・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。 ・講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、今後の企画等に役立てているか。 ・一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、適切に対応がなされているか。 ・研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう機会を適切に設けているか。 ・中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが適切になされているか。	【評価の視点】 <u>・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。</u> <u>・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、社会・行政ニーズに沿って公正中立な立場で年1回以上実施されているか。</u> <u>・講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、それが評価できるものであるか、また今後の企画等に役立てているか。</u> <u>・講演会、セミナー等について参加者を増やすためにどのような取組・工夫を行ったか。</u> <u>・専門職のスキルアップに役立つような講演会やセミナーが実施され、参加者に満足できる評価がなされているか。</u> <u>・一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、公正中立な立場で適切に対応がなされているか。</u> <u>・外部からの見学の受入を積極的に行い、研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう対応に努めたか。</u> <u>・中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが年3回程度実施されているか。</u> <u>・管理栄養士・栄養士等の専門家（再）教育に対して、連携も含め年3回程度実施しているか。</u>		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
(4) 研究実施体制等の整備に関する事項 ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。	(4) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置 ア 研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行う。 研究所として重点的に実施すべき調査及び研究並び法律に基づく業務については、研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。	(4) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置 ア 研究業務を効率的に実施するための効果的な人員・予算の調整・確保 ①法律に基づく業務及び重点調査研究を確実に実施するために、予算の枠内で特別研究員及び研究補助員の重点配置を行い、効率的な研究実施体制を整える。 ②プログラム／センターにおける調査研究業務に付随する事務的作業の効率化を図り、研究活動をより推進するため、事務部内の研究支援機能を充実させ、多様な研究業務に関わる内容等について、柔軟な運用、事務手続きの効率化や事務部門と研究部門との意識・情報の共有などにより、迅速かつ適切な対応を図る。 ③運営費交付金については、四半期毎に各調査研究の進捗状況、支出など経費状況、及び新たに生じた重要課題等を勘案しつつ配分の調整を行い、メリハリのある予算配分及び執行を行う。	
イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受け入れをより積極的に行うこと。	イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。	イ 产学連携の推進 ①民間企業、大学、他の研究機関等との間で、研究者の相互交流、研究技術の交換、施設・設備の共同利用を推進する。 ②当研究所の研究員を大学、研究機関等へ積極的に派遣し、研究ネットワークの拡大を図る。	
ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。	ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間20名程度受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間5名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。 また、連携大学院を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究所研究員を他機関へ派遣する。	ウ 将来の研究人材の育成 ①連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員等を年間100名程度受け入れるとともに、当研究所の研究員を大学院や関係機関等に年間30名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 ②連携大学院について、兼任教員の派遣を行うとともに、互いの強みを活かした研究協力を図る。 ③流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、博士課程修了者等の若手研究者や大学院生を積極的に受け入れることにより、将来の研究人材の育成に資するとともに、研究所の研究機能の強化を図る。	
エ 調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。	エ 施設・設備について、自らが有効に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関による共同研究等での外部研究者等の利用に供する。	エ 施設・設備の有効活用 ①測定室、RI室、動物飼育室、運動トレーニング室等の各プログラムで共同で使用する施設・設備については、効果的に研究ができるよう環境を確保する。 ②「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に従い、当研究所の施設・設備を利用して、他研究機関の研究者・運動指導者と共同して運動による健康増進効果に関する共同研究を実施する。	

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

	自己評定	評価項目8	評 定
評 価 の 視 点 等 (現行)	評 価 の 視 点 等 (案)		
<p>【数値目標】 ・連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間20名程度受け入れるとともに、研究員を大学院や関係機関等に年間5名程度派遣する</p>	<p>【数値目標】 <u>・連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100名程度受け入れるとともに、研究員を大学院や関係機関等に年間30程度派遣する。</u></p>		
<p>【評価の視点】 ・研究・業務が効率的に行われるための取り組みを行っているか。 ・研究員、研究補助員を戦略的に配置しているか。 ・研究資金等の配分が、課題の優先付け、進捗状況等に応じて適切に行われているか。 ・共同研究の実施状況はどのようなものか。 ・研究所職員の派遣状況はどのようなものか。 ・連携大学院、民間企業等からの研究員の受入状況はどのようなものか。 ・若手研究員等の受入状況はどのようなものか。 ・若手研究員等の指導・育成のための研究所研究員の派遣状況はどのようなものか。 ・共同利用促進のためにどのような取り組みを行っているか。 ・施設・設備を有効に研究に活用しているか。</p>	<p>【評価の視点】 ・研究・業務が効率的に行われるための取り組みを行っているか。 ・研究員、研究補助員を戦略的に配置しているか。 ・研究資金等の配分が、課題の優先付け、進捗状況等に応じて適切に行われているか。 ・共同研究の実施状況はどのようなものか。 ・研究所職員の派遣状況はどのようなものか。 ・連携大学院、民間企業等からの研究員の受入状況はどのようなものか。 ・若手研究員等の受入状況はどのようなものか。 ・若手研究員等の指導・育成のための研究所研究員の派遣状況はどのようなものか。 ・共同利用促進のためにどのような取り組みを行っているか。 ・施設・設備を有効に研究に活用しているか。</p>		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本21」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。 また、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図ること。</p> <p>イ 厚生労働省が収去した特別用途表示及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確に実施する。また、特定保健用食品の関与成分等、新たな食品成分の分析技術及びそれらの分析に用いる食品成分の標準品等を規格化すること。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の集計事務については、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行なう。具体的には、当該年度の集計事務を、調査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途（ただし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に限る）に行なう。 また、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行うことにより、経費の削減を図る。 さらに、都道府県等が行なう健康・栄養調査に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、研究所がより積極的に対応する。 特に、平成22年度に行われる都道府県等健康増進計画の最終評価に向けて、調査結果の活用、評価手法等について、平成20年度までに重点的に技術支援を行う。</p> <p>イ 厚生労働省が収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。 特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術が確立している食品成分の試験業務は、検体の受理から試験の回答までを2ヶ月以内に行なうことを目指す。 また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 健康・栄養調査の効率的実施 ①国民健康・栄養調査の集計業務については、引き続き、正確かつ効率的な集計を通して、結果公表までの迅速化を図るとともに、調査対象者への結果の返却を速やかに行なうよう努める。 ②技術講習、情報提供、標準的な調査ツールの提供などを通じて、データ収集に携わる行政の担当者等に対する積極的な技術支援を行う。 ③健康・栄養調査の効率化を目指した専用ソフト「食事しらべ®」の確定版を作成し、希望する自治体へ配布する。</p> <p>イ 収去食品等の分析 ①厚生労働省が収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の分析業務を適正かつ効率的に実施する。 ②厚生労働省の特別用途表示の許可等に關わる申請に基づく試験業務及びそのヒアリングに適切に対応する。 ③特定保健用食品関与成分の分析法、標準品の妥当性等について検討する。また、試験検査機器の有効利用及び整備の充実を図る。 ④検査精度向上のため、標準作業書の策定及び外部精度管理に参加する。</p>	

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

	自己評定	評価項目9	評 定
評 価 の 視 点 等 (現行)	評 価 の 視 点 等 (案)		
【数値目標】 －	【数値目標】 ・国民健康・栄養調査の集計について、すべての調査票の受理後、7ヶ月以内に集計を完了し、厚生労働省へ提出しているか。 ・特別用途食品試験について、分析技術が確立している食品成分においては、すべての検体において受理から回答までを2ヶ月以内に行う。		
【評価の視点】 ・十分に信頼度の高い集計業務を達成し、結果を出しているか。 ・予定した期間、予算の範囲内で業務を遂行できているか。 ・将来に向けて、集計技術の高度化が図られているか。 ・集計結果の利用者に対して活用のための支援を行っているか。 ・試験業務が適切に行われているか。 ・分析技術の規格化及び標準品の開発に資する成果が得られているか。	【評価の視点】 ・健康増進施策の立案や評価に耐えうる信頼性の高い集計業務を実施しているか。 ・中期計画で示された期間、予算の範囲内で業務を遂行しているか。 ・調査の標準化や精度管理ならびに集計技術の高度化に配慮した取り組みが行われているか。 ・国民健康・栄養調査で得られた集計結果を客観的に分析し、健康増進施策に活用するための積極的な技術支援を行っているか。 ・収去試験等の分析は適切に行われているか。 ・研究所内における分析研修や登録試験機関間の意見交換会を行っているか。 ・消費者庁における分析ヒアリングや申請者に対する分析方法の指導は適切に行われているか。		

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項 ア 関連機関等と定期的な情報交換の場を設け、社会的・行政ニーズを把握すること。	(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置 ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機会を年6回程度設け、社会的ニーズを把握する。さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニーズを把握する。 また、国、地方自治体、国際機関等より、専門的な立場からの技術的な協力、指導等の求めには積極的に応じて研究員を派遣し、研究所における調査及び研究の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。	(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置 ア 社会的・行政ニーズの把握 ①社会的ニーズを把握するため、健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度実施する。とくに、当研究所は国民生活に密着した分野を対象としており、国民に研究成果を還元することが重要であることから、第一線で活躍している管理栄養士等から、具体的なニーズ等の把握に努める。 ②消費者庁設置の動向を注視しつつ、行政ニーズを適時把握するために、厚生労働省生活習慣病対策室、食品安全部、内閣府食育推進担当等と情報・意見交換を行う。 ③国、地方自治体、国際機関等からの技術的な協力依頼に応えるとともに、行政ニーズを把握するため、各種審議会、検討会の専門委員等として職員を派遣する。	
イ ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。	イ 研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。	イ ホームページを活用した国民ニーズの把握 ・外部から国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するため、コミュニケーションチャンネル「健康・栄養フォーラム」等のインターネットサイトの一層の充実を図る。	
自己評定		評価項目10	評定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
[数値目標] ・健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度設ける	[数値目標] ・健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度設け、連携を強化する。		
[評価の視点] ・関係機関等との情報及び意見交換はどのような状況か。 ・行政部局との意見及び情報交換はどのような状況か。 ・国、地方自治体、国際機関等への技術的な協力等はどのような状況か。 ・社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。	[評価の視点] ・関係機関等との情報及び意見交換は、年6回程度積極的に実施されているか。 ・行政部局との意見及び情報交換は、年1回以上適正に実施されているか。 ・国、地方自治体、国際機関等への技術的な協力、研究者の派遣等は積極的に実施されているか。 ・社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
(3)国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項 ア 国際栄養協力体制を充実強化し、特にアジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たすこと。 イ 産学連携推進機能の強化、寄附研究部門の充実等により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。	(3)国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置 ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、WHO西太平洋地域における協力センターの設置（平成19年度を目途）に向けての準備を行う。 また、研究者養成及び共同研究の促進を図るため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供するとともに、アジア地域の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化に寄与する。 イ 民間企業、大学等の複合的な連携を強化するとともに、寄附研究部門の充実を図る。 これにより、研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。	(3)国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置 ア アジア地域における学術的ネットワークの構築 ①アジア諸国との間で、栄養学研究の発展につながる共同研究及び人材育成を積極的に行う。研究交流を推進する観点から、国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業を活用し、年間2名（韓国1名、中国1名を予定）の若手研究者を受け入れる。また、フォローアップ共同研究助成事業により、これまで受け入れた研修生との共同研究や継続的支援を推進する。 ②WHO、CODEX等との協力関係を強化し、関連する会議に研究員を派遣する。 ③アジア諸国、とくにベトナムにおける栄養士養成のあり方について調査・検討に着手する。 ④WHO研究協力センターとして指定を受けて、アジア西太平洋諸国への協力活動の充実を図る。 ⑤当研究所の研究成果、わが国の栄養、運動施策上の重要なガイドライン等について、英語版ホームページ上での情報発信に努め、海外からのニーズに的確かつタイムリーに応える。 イ 産学連携による研究成果等の社会還元 ・健康・栄養や食品開発等に関連する研究機関、民間企業等との共同研究や受託研究、特許等の実用化等により、当研究所の研究成果やノウハウを具体的な商品開発やサービスを通じて、社会に還元できるよう努める。	
自己評定		評価項目11	評定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>[数値目標] ・「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供する</p> <p>[評価の視点] ・アジア地域の研究機関との交流・連携はどのような状況か。 ・若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。 ・海外に向けての情報発信は適切に行われているか。 ・研究成果が、社会への還元や知的財産の獲得にどのように結びついているか。</p>	<p>[数値目標] ・「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供し、途上国の健康・栄養問題解決に貢献する。</p> <p>[評価の視点] ・アジア地域の研究機関との交流・連携・支援を年2回以上積極的に実施しているか。 ・若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。 ・海外に向けての情報発信は、タイムリーに適切に行われているか。 ・研究成果が、知的財産の獲得や社会への還元、国民の健康の保持増進にどのように結びついているか。</p>		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項 栄養情報担当者（以下「NR」という。）が社会的役割を果たすことができるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図るとともに、実際の業務内容のモニタリング等を行い、制度や研究所の関与のあり方について検討すること。	(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置 栄養情報担当者（以下「NR」という。）が、保健機能食品等の利用に関して、消費者に適切に情報を提供し、消費者が気軽に相談できる者となるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図る。 また、中期目標期間開始より3年以内に、NRの実際の業務内容、社会でのあり方についてモニタリングを行う。この結果に基づき、制度のあり方や研究所の係わりについて検討を行い、中期目標期間終了までに結論を得る。 NR事務業務について、効率的かつ的確な業務が実施できるよう見直しを行う。また、外部委託が可能な業務については、アウトソーシングを行う。	(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置 ① NRは、平成20年度までに3,480名を輩出している。NRのスキルアップを図るとともに、社会的なニーズに対応した内容やトピックスを含む、最新の情報提供等を行うため、全国6カ所において研修会を実施する。 ② NR認定試験等は、外部有識者の協力の下、適正かつ公正に実施する。また、管理栄養士養成施設等からのNR養成講座指定の要望に対して、適切な対応・認定を行う。 ③ 引き続き健康食品管理士認定協会との協力を深め、認定・更新に必要な単位の取得機会を増やすとともに、NRの認知度の向上、職域の拡大を含め、NR支援の強化を図る。	
	自己評定	評価項目12	評定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
【数値目標】 —	【数値目標】 ・ NRのフォローアップとして、年6回以上の研修会を開催する。 ・ 今後5年間でさらに4,000名程度のNR認定者の輩出を行う。		
【評価の視点】 ・ NR認定試験の実施状況や養成施設の状況はどのようなものか。 ・ NRの質的向上を図るためにどのような支援を行っているか。 ・ NR制度への研究所の関与のあり方を検討しているか。 ・ NR事務業務の見直しは、効率的かつ的確な業務ができるよう行われているか。	【評価の視点】 ・ NR認定試験の実施状況や養成施設の状況はどのようなものか。 ・ NR制度への研究所の関与のあり方を検討しているか。 ・ NR事務業務の見直しは、効率的かつ的確な業務ができるよう行われているか。 ・ NRの活動状況を適切に把握しているか。 ・ NR制度の認知度の向上、職域の拡大に適切に取り組んだか。		

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
3. 情報発信の推進に関する事項 (1) 研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。 (2) 研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。 (3) 研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。 (4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行うこと。	3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置 (1) 研究所として総合的な情報発信を行うとともに、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。 (2) ホームページに研究所の活動状況を積極的に配信し、ホームページの掲載内容をより充実させる。 ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年50万件程度を維持させる。 (3) 研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度1回研究報告としてとりまとめるとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年4回刊行する。 また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。 (4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行う。	3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置 (1) 総合的な情報発信及び対外的な業務の推進 ・情報センターにおいて、所内各プログラムにおける研究成果及び研究所内外の関連情報を集約・精査し、国民が適切な運動・食生活を実践するために必要な情報提供を引き続き積極的に行う。 (2) ホームページによる活動状況の配信 ・当研究所の活動内容・成果等をホームページやメールニュースを介して引き続き積極的に配信する。またホームページの掲載内容を整理しつつ、最新情報の追加・更新に努める。 (3) 研究・業務実績の情報提供 ・当研究所の活動及び研究業績を年1回研究報告として刊行する。また、研究所のプロジェクト紹介や研究成果を『健康・栄養ニュース』を介して年4回（季刊）刊行し、ホームページ上で公開するとともに、電子媒体による配信を行う。 (4) ホームページ等を活用した積極的な情報開示 ・ホームページ等を活用して、当研究所の研究成果や関連情報、研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示を積極的に行う。	
評価の視点等（現行）	自己評定	評価項目13	評定
[数値目標] ・ホームページのアクセス件数は、中期目標期間中、毎年50万件程度を維持させる [評価の視点] ・研究成果等の情報はタイムリーに発信されているか。 ・内容をわかりやすく充実したものにする取り組みはどのような状況か。 ・発信される情報のコンテンツの評価は行われているか。 ・ホームページへのアクセス状況はどのようなものか。 ・諸規程等研究所運営に関する情報は、遅滞なく開示が行われているか。	評価の視点等（案） [数値目標] ・ホームページへの年間アクセス数を200万件、最新情報によるホームページの更新を年間2000件以上とする。 [評価の視点] ・研究成果等の情報はタイムリーに発信されているか。 ・内容をわかりやすく充実したものにする取り組みはどのような状況か。 ・発信される情報のコンテンツの評価は行われているか、また更新頻度はどの程度か。 ・諸規程等研究所運営に関する情報は、遅滞なく開示が行われているか。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項 (1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、執行体制を強化すること。 (2) 研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置 (1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、執行体制を強化する。 また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。 (2) 研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置 (1) 効率的な組織運営のための執行体制の強化 ①意志決定の迅速化を図るため、権限と責任を明確にした組織運営を行う。 ②人員や研究資源の配置を適正に行なうことを含めて、当研究所の重要な経営判断に関する審議は、役員及び研究企画評価主幹、各プログラムリーダー、事務部長等から構成される運営会議で行なう。 ③研究成果が最大限挙げられるよう、各プログラムで行われている業務の特性を理解し、効率的、効果的な研究支援体制を構築する。 ④経営管理に関する理念と運営について研究員の理解を促すとともに、各種委員会や所内 L A N を一層活用し、管理部門と研究部門との情報の共有化を促進する。 また、研究及び技術的事項について、プログラム相互の連携を強化するため、定期的にプログラムリーダー会議を開催する。 ⑤プログラムリーダー／センター長は、研究所の方向性、学術動向、社会的ニーズを理解した上で、プログラム／センターで実施されている業務について、何を目標にいかに研究を進めるべきか、プロジェクトリーダー及びスタッフに共通認識を持たせるよう努める。 ⑥管理部門及び各プログラムの実務者レベルの打ち合わせを毎月実施し、コミュニケーションを図る。また、各種会議の運営について、開催時間の設定、アジェンダの明確化等について改善を図るとともに、議事録を迅速に作成し、関係者へのフィードバック及び情報共有に努める。 ⑦所内の現場から抽出された課題について横断的かつ具体的に改善・解決を協議する業務改善委員会（仮称）を設置するとともに、課題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するための仕組みとして相談窓口を設置し、円滑な業務の推進を図る。 (2) 研究の企画及び評価機能の強化 ①各研究者がプログラム／センターの枠を超えて、研究内容や成果について相互に理解し、連携を図るとともに、国内外の最新の研究成果等を知る機会が得られるよう、所内及び外部の研究者を講師として「研究所セミナー」を毎月1回程度定期的に開催する。 ②プログラムリーダー／センター長会議を定期的に開催するなどにより、研究部門間相互の意志疎通を図るとともに連携体制を強化し、戦略的な研究の企画立案及び効率的・効果的実施に努める。</p>	

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
(3) 業務の確実な実施のため、各研究・業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。	(3) 調査及び研究業務の効率的かつ確実な推進を図るため、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的・効率的な業務の遂行に反映させる。 また、所内インターネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。	(3) 円滑な組織運営のための業務の進捗管理及び評価 ①各プロジェクトにおける研究及び業務については、それらを総括するプログラムリーダーが進捗状況を把握し、プログラムリーダー会議や運営会議において、報告を行う。 ②研究所セミナー等において、各プロジェクトにおける研究の進捗、成果を報告するとともに、評価を行う。さらにプログラムリーダーからの報告会（年2回）及びプロジェクトリーダーからの報告会（年1回）を所内公開で行う。 ③所内LANを活用し、業務の進捗状況管理を行うとともに、各プログラム／センター間、事務部門との情報の共有を促進する。	
(4) 法人運営に関して透明性を確保すとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。	(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、積極的な情報公開を行う。	(4) 情報公開による透明性の確保 ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、文書を適正に管理するとともに、適正な情報公開を行う。	
(5) 外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。	(5) 研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。	(5) 積極的な外部資金の獲得及び資源の有効活用 ①当研究所の経営基盤の安定化を図るため、競争的研究資金や受託研究など外部研究資金の獲得に積極的に取り組む。 ②経費の節減や当研究所の所有する設備等の有効活用を進める。	
	自己評定	評価項目14	評定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
[数値目標] — [評価の視点] ・役員、研究部門及び事務部門の間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。 ・研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているか。 ・内部進行管理及び評価は適切に行われているか。 ・業務進行管理のための体制が整っているか。 ・適切な情報公開が行われているか。 ・設備の有効活用が図られているか。	[数値目標] — [評価の視点] ・役員、研究部門及び事務部門の間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。 ・研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているか。 ・内部進行管理及び評価は適切に行われているか。 ・業務進行管理のための体制が整っているか。 ・適切な情報公開が行われているか。 ・設備の有効活用が図られているか。	[通知別添] ・業務改善の取組を適切に講じているか。 ・国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	
[政・独委評価の視点] 5 内部統制 ・内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関する法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。 8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価 ・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。	[政・独委評価の視点等] 5 内部統制 ・内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関する法令等の遵守等）は適切に構築・運用されているか。 8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価 ・役職員は法人の業務改善のためにイニシアティブを発揮しているか。その具体的な取組はどのようなものか。 ・国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
2. 研究・業務組織の最適化に関する事項 (1) 業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。	2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置 (1) 研究所が中期計画の中で重点的に行う調査及び研究並びに法律に基づく業務に関して、業務量や集中的に遂行すべき時期等を勘案しながら研究及び業務チームを組織する。 非公務員型の利点を生かして柔軟に組織の見直し・改編を行うこととし、従来の部体制から中期目標に掲げる業務を行うためのプログラム等を設け、各々が独立した形での業務運営を行う。 また、組織の見直し・改編後、毎年、その効果を検証する。 (2) 民間企業、大学等との連携・交流を積極的に行い、研究員の交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織の活性化を図る。	2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置 (1) 効率的な調査研究業務を実施するための組織の最適化 ①第二期中期計画を遂行するために抜本的に組織再編を行った6プログラム及び2センターについて、引き続き各部門における常勤職員の人事費を含めたコスト管理及び研究業務について経営的な視点を併せ持ちながら運営を行うとともに、より効率的な事業実施のために、組織のあり方の検討及び必要に応じて見直しを行う。 ②とくに、平成22年度中に予定されている医薬基盤研究所との統合を見据え、国際産学連携センター、情報センターについて、効率化の観点から、組織の在り方にについて具体的な検討を行う。 ③新たに構築する「特別用途食品・栄養療法データベース」などを効率的に運用するための体制整備を行う。 (2) 他機関との連携・交流による組織の活性化 ・国内外の民間企業、大学、他研究機関との研究協力を推進し、研究者の受け入れ及び研究所研究員の派遣を行うことにより、人材養成及び資質の向上、組織の活性化を図る。	
	自己評定	評価項目15	評定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
【数値目標】 — 【評価の視点】 ・研究及び業務チームは適切に組織されているか。 ・非公務員化の利点を生かした取り組みがなされているか。 ・民間企業、大学等の連携・交流の状況はどうか。	【数値目標】 — 【評価の視点】 ・研究及び業務チームは適切に効率的に組織されているか。 ・非公務員化の利点を生かした取り組みがなされているか。 ・民間企業、大学等の連携・交流の状況はどうか。 ・業務改善の取組を適切に講じているか。 ※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等 ・国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づく業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。</p> <p>(2) 研究職員の個人評価の結果を昇級・昇任等、給与面に反映させること。</p> <p>(3) 研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づき確實に実施すべき業務については、業務運営の効率性を勘案しながらも、必要な人員を十分に担保した上で組織体制を構築する。</p> <p>(2) 非公務員型への移行のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇級・昇任等の待遇及び給与面に反映させる。</p> <p>(3) 研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。 研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。 さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性職員の採用も可能な限り行う。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点調査研究・業務等を推進するための適正な人員配置 ①重点的に行う調査研究及び法律に基づき確實に実施すべき業務については、重点プロジェクトとして位置づけ、研究員、研究補助員等を適切に配置するとともに、外部の客員研究員、協力研究員等を活用することにより、効果的・効率的な研究・業務の推進を図る。 ②一部の職員への過重な負担とならないよう、研究・業務等の適正配分に努めるとともに、必要に応じて見直しを行い、健康の維持・増進につながる職場環境づくりを目指す。</p> <p>(2) 研究員の業務の適正な評価 ①大学、民間企業等との多様な形態の連携が可能となるよう、起業を含め、民間企業、団体等との兼業についても、当研究所の目的、理念に合致したものについては積極的に行い、成果の社会還元を促進する。 ②各研究員の個人業績及び各プロジェクトの実績を適正に評価し、昇給・昇任等に反映させる。</p> <p>(3) 有能な研究員の登用 ①「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、研究員の採用に当たっては、引き続き原則公募制、任期付の採用を行う。 ②任期付研究員については、任期中の実績評価を適正に行い、任期を付さない職員としての採用を検討する。任期付研究員の採用に当たっては、流動化計画に則る一方、当研究所の長期的な展望との均衡を図りつつ、研究や業務の性質、行政及び社会的ニーズに応じて、柔軟な運用を行う。 ③女性研究員の採用を積極的に行うとともに、研究業務に従事しやすい環境づくりとして、引き続きフレックスタイム制の活用をはじめ、産休や育児休業等の各種制度の活用を進める。</p>	

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績		
(4) 事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。	<p>(4) 事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして自己評価による評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。</p> <p>※人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 47名 期末の常勤職員数 47名（以内）</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 2,335百万円（見込）</p> <p>ただし、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>(4) 事務職員の適正な評価 ・事務職員についても、あらかじめ自己の達成目標を設定させるとともに、達成目標を含む業務全般に対しての自己評価を行う人事評価制度に基づき、個人面接を行い、直属上司及び総括上司の二段階評価を実施する。評価の結果は、昇給・昇任等に反映させる。</p>			
		自己評定	評価項目16	評定	
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）				
[数値目標] —	[数値目標] —				
[評価の視点] ・メリハリのある人員配置ができているか。 ・研究職員の評価が適切に処遇及び給与に反映されているか。 ・公募制、任期制による採用が適切に実施されているか。 ・外国人及び女性研究員が従事しやすい環境づくりが推進されているか。 ・事務職員の資質の向上につながる取り組みが行われているか。 ・人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	[評価の視点] ・メリハリのある人員配置ができているか。 ・研究職員の評価が適切に処遇及び給与に反映されているか。 ・公募制、任期制による採用が適切に実施されているか。 ・外国人及び女性研究員が従事しやすい環境づくりが推進されているか。 ・事務職員の資質の向上につながる取り組みが行われているか。 ・人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由が明らかになっており、合理的なものであるか。				

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
4. 事務等の効率化・合理化に関する事項 (1) 業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。 (2) 事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。 (3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの効率化を図ること。	4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置 (1) 研究組織体制の見直しに併せて、業務の効率化を図るため、事務部門の組織を見直す。この際、事務部門に研究員の研究成果の積極的な活用や、対外的な業務を担う業務課（仮称）を設け、研究員が最大限の成果を得られるようとする。 また、権限の明確化及び決裁プロセスの短縮化により、意志決定の迅速化を図るとともに、事務作業の迅速化、事務書類の簡素化、電子化等を進める。さらに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を進める。 (2) 事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。 これにより、研究所経営への参加意識を高め、業務の質の向上及び効率化の一層の推進を図る。 (3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。	4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置 (1) 事務業務の効率化 ・独立行政法人の整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に示された方向性を踏まえて、管理部門（主に事務部）の組織及び業務の効率化並びに合理化について検討する。その検討結果に基づき、各種事務手続きの簡素化、迅速化、電子化を図るとともに必要に応じて業務を見直し、可能かつ適切な業務については外部委託を進める。 (2) 事務職員の資質向上 ・事務職員の資質向上を図るため、業務上必要とされる知識（知的財産、安全管理、会計・契約等）の技術取得ができるよう、自己啓発や能力開発のための研修に積極的に参加させる。また、職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、職場環境の整備を充実する。 (3) 業務システムの効率化 ・業務の効率化を図るため、情報総括責任者（CIO）を中心に、業務・システムの最適化・効率化を図る。	
	自己評定	評価項目17	評定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
【数値目標】 — 【評価の視点】 ・文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。 ・定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。 ・業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。 ・業務・システムの最適化を推進する体制はとられているか。 ・各種事務文書の合理化・電子化が進められているか。	【数値目標】 — 【評価の視点】 ・文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。 ・定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。 ・業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。 ・業務・システムの最適化を推進する体制はとられているか。 ・各種事務文書の合理化・電子化が進められているか。 ・こうした効率化・合理化が支出圧縮、人員削減、他の業務の充実・推進等にどう結びついているか。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
<p>5. 評価の充実に関する事項</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。</p> <p>(2) 第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。</p> <p>(3) 評価に関する結果は、ホームページで公開すること。</p> <p>(4) 研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。</p> <p>(2) 柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。</p> <p>(3) 内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。</p> <p>(4) 研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。 また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。 さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内インターネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 内部評価の実施 ・各プログラム／センターの報告会を年2回、全プロジェクトの報告会を年1回行い、それらを踏まえて中間及び年度の内部評価を実施する。中間評価結果に基づき、年度途中において研究業務を必要に応じて見直し、効果的な実施につなげる。</p> <p>(2) 外部評価の実施 ・外部有識者による評価委員会については、平成21年度における当研究所の主要な研究業務の進捗状況、成果の社会への還元、将来の発展性という観点から、また研究所の組織運営に関しては、とくにより良い研究環境の構築という視点から、評価（事後評価）を受ける。 また、平成22年度計画についても外部評価委員による事前評価を受ける。</p> <p>(3) 評価結果の公表 ①内部及び外部評価の結果はホームページ上で公開するとともに、非常勤職員を含めた職員全員に対して結果を伝え、当研究所が求められている方向性や課題等について共通理解を促し、研究及び業務内容の改善などにつなげる。 ②理事長等役員及び管理職は、これらの評価結果を予算・人材等の研究資源の配分等に反映させ、調査・研究活動を効率・活性化を図る。</p> <p>(4) 研究業績等の自己点検及び評価 ①各研究員においては、社会及び当研究所で求められている自らの役割を十分認識した上で、当該年度における自らの調査研究及び業務の成果について、点検を行う。その際、成果を客観的に整理・分析するために、所内LA Nによる「業績等登録システム」を活用する。 ②各研究員の評価は、主にプログラム内の貢献及び十分な成果の達成という観点から各プログラムリーダー／センター長、研究企画評価主幹及び理事長が行う。なお、任期付研究員については、任期中の実績評価を行い、その結果をその後の採用等に反映させる。</p>	

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

	自己評定	評価項目18	評 定
評 価 の 視 点 等 (現行)	評 価 の 視 点 等 (案)		
【数値目標】 —	【数値目標】 —		
【評価の視点】 ・内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。 ・第三者による評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。 ・内部及び外部評価の結果が適切に公開されているか。 ・研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価が適切に行われているか。	【評価の視点】 ・内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。 ・第三者による評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。 ・内部及び外部評価の結果が適切に公開されているか。 ・研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価が適切に行われているか。 ・これらの評価を予算や人員配置、個人の人事評価に適切に反映し、研究の質の向上へのインセンティブを作り上げる仕組みが構築されているか。		

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>6. 業務運営全体での効率化</p> <p>一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成すること。</p> <p>人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p> <p>業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成すること。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成する。</p> <p>人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。</p> <p>業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については、光熱水料等の削減に努め、平成17年度に比べ8%以上（対20年度比2%）の削減を図る。 ・人件費（退職手当及び法定福利費等を除く。）については、適正な人員配置に努め、平成17年度に比べ4%以上の削減を図ることを基本とする。 ・業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、業務の効率化、コストの削減に努め、平成17年度に比べ4%以上の削減を図る。 	

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

	自己評定	評価項目19	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成する。 ・人件費については、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。 ・業務経費については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。 <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費、一般管理費、業務経費の削減に向けた取り組みはどのような状況か。 ・経年比較により削減状況が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成する。 ・人件費については、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。 ・業務経費については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。 <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費、一般管理費、業務経費の削減に向けた取り組みはどのような状況か。 ・経年比較により削減状況が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。 		
	<p>[通知別添]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。 ・総人件費改革は進んでいるか。 ・法定外福利費の支出は、適切であるか。 		
<p>[政・独委評価の視点]</p> <p>3 人件費管理</p> <p>(1) 納入水準</p> <p>国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。 <p>(2) 総人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。 	<p>[政・独委評価の視点等]</p> <p>3 人件費管理</p> <p>(1) 納入水準</p> <p>国家公務員と比べて給与水準が高い場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 <p>・国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえて適切な給与水準となっているか。国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切か。</p> <p>(2) 総人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総人件費改革は進んでいるか。（取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向け法人の取組を促すという視点をもって評価する。）。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は適切か。 		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項 (1) 運営費交付金以外の競争的研究資金の積極的獲得を図ること。 (2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用及び研究成果の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。	第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置 (1) 運営費交付金以外の競争的研究資金の積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。 (2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用並びに研究成果の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の確保につなげる。 また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所施設・設備等利用規程」に基づき、地域住民等への施設開放を行い、研究所の設備等の効率的な利用に努め、併せて自己収入の増加に寄与する。	第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置 (1) 外部研究資金の獲得 ①厚生労働省、文部科学省等の各府省や科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究への課題の応募を積極的に行う。その際、当研究所の目的等を勘案し、競争力の高い研究課題であるか、また、他の研究機関等との共同研究の中核となる課題であるかを重視する。 ②健康・栄養に関する調査・研究及び国、民間企業等からの受託研究や共同研究、その他の業務については、当研究所の目的やその後の発展性及び交付金事業として行う研究を勘案しながら、それらに合致するものについては積極的に受け入れ、自己収入の増加を図る。 (2) 知的財産の活用等による自己収入の確保 ・自己収入の確保という点だけでなく、ヒトを対象とした研究への参加、地域住民の健康づくりという視点を踏まえ、施設開放について検討を行う。	
	自己評定	評価項目20	評 定
評 価 の 視 点 等（現行）	評 価 の 視 点 等（案）		
[数値目標] - [評価の視点] ・競争的な研究資金の獲得状況はどうか。 ・研究成果等の社会還元という観点から、適正に自己収入が得られているか。 ・運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 ・経費削減の達成状況はどのようなものか。	[数値目標] - [評価の視点] ・競争的な研究資金の獲得状況はどうか。 <u>増減の要因は分析しているか。</u> ・研究成果等の社会還元という観点から、適正に自己収入が得られているか。 ・運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 ・経費削減の達成状況はどのようなものか。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>2. 経費の抑制に関する事項</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人事費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の節減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人事費を含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費についても、法令集の追録購入中止等により削減を図る。</p> <p>第4 予算（人事費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり。</p> <p>2. 収支計画 別紙2のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙3のとおり。</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 100,000,000円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>ア 運営費交付金等の受け入れの遅延等による資金の不足</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給</p> <p>ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第6 重要な資産を譲渡、又は担保に供するときは、その計画 該当なし。</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p>ア 研究環境の整備に係る経費</p> <p>イ 職員の資質向上に係る経費</p> <p>ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 効率的な資金の運用・管理 ・各プログラム／センターにおいて、常勤職員の人事費を含めた業務費のコスト管理を四半期毎に行う。その結果については、運営会議、役員会等で分析を行い、効率的な運用を図るとともに、研究職員のコスト意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 研究業務の集約化 ・各プログラムにまたがる研究の実施や施設整備、スペース等の共有利用により人的資源にかかるコスト削減を推進する。データ入力、検体の定期検査などの人的コスト削減につながる定型的な業務については、引き続きアウトソーシング化を推進するとともに、調達案件に係る契約については、一般競争入札を原則としコスト削減を図る。</p> <p>第4 予算（人事費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙2のとおり</p> <p>2. 収支計画 別紙3のとおり</p> <p>3. 資金計画 別紙4のとおり</p> <p>第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1) セキュリティの確保 ・情報セキュリティの確保に努め、「セキュリティ対策実施手順書」の見直しなど、現状に即したより適切な対応に努める。</p>	

	自己評定	評価項目 2 1	評 定
評 値 の 視 点 等 (現行)	評 値 の 視 点 等 (案)		
<p>[数値目標] —</p> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。 ・人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。 ・計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。 ・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。 	<p>[数値目標] —</p> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。 ・人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。 ・計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。 ・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。 		
<p>[政・独委評価の視点]</p> <p>1 財務状況</p> <p>(1) 当期総利益（又は当期総損失）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。 （具体的取組） 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 <p>(3) 運営費交付金債務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 ・運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。 <p>4 契約</p> <p>(1) 契約に係る規程類、体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。 ・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。 <p>(2) 隨意契約見直し計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。 <p>(3) 個々の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。 	<p>[政・独委評価の視点等]</p> <p>1 財務状況</p> <p>(1) 当期総利益（又は当期総損失）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析は行われているか。当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。 （具体的取組） 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 <p>(3) 運営費交付金債務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 ・運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行っているか。 <p>4 契約</p> <p>(1) 契約に係る規程類、体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備・運用されているか。 <p>(2) 隨意契約見直し計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む）。また、「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況はどうか。 <p>(3) 個々の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。 		

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
第5 その他の業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。 (1) セキュリティの確保 情報セキュリティの強化と利用者への情報提供等の利便性の向上を図ること。	第8 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置 (1) セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。 (2) 施設及び設備に関する計画 該当なし。 (3) 積立金処分に関する事項 該当なし。	第6 平成21年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表 別紙5のとおり	
評価の視点等(現行)	自己評定	評価項目22	評定
[数値目標] - [評価の視点] ・情報システム関係のセキュリティは確保されているか。	評価の視点等(案) [数値目標] ・年に2回以上のセキュリティチェックが行われているか。 [評価の視点] ・情報システム関係のセキュリティは確保されているか。 ・職員に対するセキュリティ意識の向上に向けた研修会が行われているか。		